コクサイ・ケイマン・トラスト -外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/追加型

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券 ユーロ建 ユーロヘッジクラス受益証券

運用報告書(全体版)

作成対象期間第 14期

(自 2024年 1 月 1 日) 至 2024年12月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション (以下「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第14期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。なお、サブ・ファンドは、2025年3月14日に終了しましたので、併せてご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

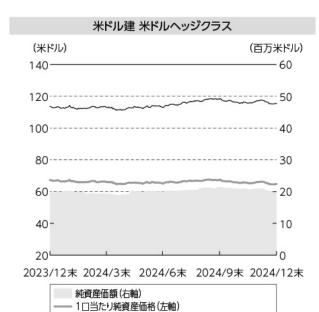
サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

サフ・ファンドの仁	上組みは、以下のとおりです。		
ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/追加型		
信託期間	サブ・ファンドは、2025年3月14日に終了しました。		
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、日本を除く世界の投資適格の信用格付(BBB-格相当以上)を有する社債およびソブリン債に主として投資を行うコクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス(F)(以下「投資先ファンド」といいます。)へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことです。		
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス (F)	
	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス(F)	日本を除く世界の投資適格の信用格付(BBB-格相当以上)を有する社債およびソブリン債	
サブ・ファンドの 運用方法	ケイマン諸島籍の投資信託である= 投資することにより運用します。	コクサイ・トラストのサブ・ファンドである投資先ファンドに	
主な投資制限	サブ・ファンド	①サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ②原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。	
	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス (F)	 ①投資先ファンドは、エクイティ証券に直接投資してはなりません。エクイティに対する投資は、転換社債の転換、社債保有者に付与されたワラントまたはその他の新株引受権の行使、および新規社債の発行、債務不履行となった債券またはクラスアクション等に関連したエクイティの受領の結果として行われます。かかるエクイティに対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とします。 ②投資先ファンドの純資産価額の15%以下とします。 ②投資先ファンドは、適格デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券のショート・ポジションも取得してはなりません。 ③投資先ファンドは、その純資産価額の10%を超える金額の借入れを行ってはなりません。 ④投資先ファンドは、その純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはなりません。 	
分配方針	す。)に、各クラスについて、純挑 配可能な元本から分配を宣言するこ は販売取扱会社に受益証券の保管を	日15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日としま 投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分 とができます。分配は、受益者(日本における販売会社また を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、 分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■1口当たり純資産価格等の推移について



- 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

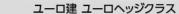
第13期末の1口当たり 純資産価格	67.48米ドル
第14期末の1口当たり 純資産価格	64.76米ドル
第14期中の1口当たり 分配金合計額	3.60米ドル
騰落率	1. 34%

- (注1) 1口当たり純資産価格、純資産価額および騰落率は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格、純資産価額およびこれらに基づき計算された騰落率を記載しており、サブ・ファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して 算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注3) 課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、運用開始日(米ドル建米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建豪ドルヘッジクラスについては2010年11月19日、ユーロ建ユーロヘッジクラスについては2012年10月19日)の受益証券 1 口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注4)騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。
- (注5) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。



<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

第13期末の1口当たり 純資産価格	57.57豪ドル
第14期末の1口当たり 純資産価格	53.99豪ドル
第14期中の1口当たり 分配金合計額	3.60豪ドル
騰落率	0.04%





・課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

第13期末の1口当たり 純資産価格	0.8048ユーロ
第14期末の1口当たり 純資産価格	0. 7946그ㅡㅁ
第14期中の1口当たり 分配金合計額	0.0060ユーロ
騰落率	-0.52%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・世界国債市場が上昇したことが、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・世界社債市場が上昇したことが、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・サブ・ファンドの管理報酬等や投資先ファンドに係る報酬等の費用を支払ったことが、受益証券1 口当たり純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期(2024年1月1日~2024年12月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1 口当たり分配金額 (対 1 口当たり純資産価格 比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024/1/16	66. 56	0. 30 (0. 45%)	-0.40
2024/2/15	66. 00	0. 30 (0. 45%)	-0.26
2024/3/15	65. 90	0.30 (0.45%)	0. 20
2024/4/15	64. 92	0.30 (0.46%)	-0.68
2024/5/15	65. 69	0.30 (0.45%)	1.07
2024/6/17	65. 53	0.30 (0.46%)	0. 14
2024/7/16	65. 97	0. 30 (0. 45%)	0.74
2024/8/15	66. 52	0.30 (0.45%)	0.85
2024/9/17	67. 40	0. 30 (0. 44%)	1. 18
2024/10/15	66. 39	0. 30 (0. 45%)	-0.71
2024/11/15	65. 19	0.30 (0.46%)	-0.90
2024/12/16	65. 27	0.30 (0.46%)	0. 38

⁽注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率 (%) =100×a/b

- a = 当該分配落日における1口当たり分配金額
- b=当該分配落日における 1 口当たり純資産価格+当該分配落日における 1 口当たり分配金額以下同じです。
- (注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

- b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額
- c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2024年1月16日の直前の分配落日 (2023年12月15日) における1口当たり純資産価格は、67.26米ドルでした。

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2024/1/16	56. 70	0.30 (0.53%)	-0.41
2024/2/15	56. 10	0. 30 (0. 53%)	-0.30
2024/3/15	55. 90	0. 30 (0. 53%)	0. 10
2024/4/15	54. 97	0. 30 (0. 54%)	-0.63
2024/5/15	55. 49	0. 30 (0. 54%)	0.82
2024/6/17	55. 25	0. 30 (0. 54%)	0.06
2024/7/16	55. 53	0. 30 (0. 54%)	0. 58
2024/8/15	55. 88	0. 30 (0. 53%)	0.65
2024/9/17	56. 49	0. 30 (0. 53%)	0. 91
2024/10/15	55. 54	0. 30 (0. 54%)	-0.65
2024/11/15	54. 41	0. 30 (0. 55%)	-0.83
2024/12/16	54. 42	0.30 (0.55%)	0.31

⁽注) 2024年1月16日の直前の分配落日 (2023年12月15日) における1口当たり純資産価格は、57.41豪ドルでした。

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2024/1/16	0. 7962	0. 0005 (0. 06%)	-0.0063
2024/2/15	0. 7913	0. 0005 (0. 06%)	-0.0044
2024/3/15	0. 7923	0. 0005 (0. 06%)	0.0015
2024/4/15	0. 7826	0. 0005 (0. 06%)	-0.0092
2024/5/15	0. 7939	0. 0005 (0. 06%)	0.0118
2024/6/17	0. 7939	0. 0005 (0. 06%)	0.0005
2024/7/16	0. 8012	0. 0005 (0. 06%)	0.0078
2024/8/15	0. 8095	0. 0005 (0. 06%)	0.0088
2024/9/17	0. 8218	0. 0005 (0. 06%)	0.0128
2024/10/15	0. 8114	0. 0005 (0. 06%)	-0.0099
2024/11/15	0. 7985	0. 0005 (0. 06%)	-0.0124
2024/12/16	0. 8015	0. 0005 (0. 06%)	0.0035

■投資環境について

●世界国債市場および世界社債市場の動向

当期の世界国債市場は、利回りが上昇(債券価格は下落)しました。米国とユーロ圏全体の利回りは、一部の経済指標の堅調な結果を受けて、米国を中心に利下げ観測が後退したことなどを背景に上昇しました。当期の世界社債市場は、スプレッド(国債との利回り格差)が縮小したことなどがプラスとなり、上昇しました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の投資適格の信用格付(BBB-格相当以上)を有する社債およびソブリン債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドの運用状況に関する説明です。

●投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは、日本を除く世界の投資適格の信用格付を有するソブリン債および社債を主要 投資対象とし、信用リスクの低減を図り、安定した利回りの確保を目指しました。基本投資比率は、 ソブリン債25%、社債75%程度で、投資環境や流動性などを勘案し、±25%程度の範囲で投資比率の 変更を行いました。

当期末において、国・地域別配分では、米国などを比較的高位の組入れとしました。また、社債の セクター配分では、銀行や消費財(非市況)セクターなどを高位の組入れとしました。世界国債市場 や世界社債市場が上昇したことなどが、受益証券1口当たり純資産価格にプラスに寄与しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV.ファンドの経理状況(3)投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは、2025年3月14日に終了しました。

(2) 費用の明細

項目	項目(の概要
管理報酬	純資産価額の年率0.04%	管理報酬は、信託証書に定める管理会社として の業務の対価として、管理会社に支払われま す。
販売報酬	純資産価額の年率0.45%	販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請 求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価とし て、販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.05%	代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産 価格の公表および受益証券に関する目論見書、 決算報告書その他の書類の日本における販売会 社に対する送付等の業務の対価として、代行協 会員に支払われます。
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.38%	投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧 問業務の対価として、投資顧問会社に支払われ ます。
管理事務代行報 酬および名義書 換事務代行報酬	純資産価額料率5億米ドルまでの部分について年率0.05%5億米ドル超10億米ドル までの部分について年率0.04%10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)年率0.03%	管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われます。
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます(最低年間5,000 米ドル)	保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価 として、保管会社に支払われます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価 として、受託会社に支払われます。
その他の費用(当期)	0.69%	サブ・ファンドの投資関連費用、運営費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、およびその他すべての管理費用として支払われます。

⁽注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

⁽注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

直近10会計年度末および第14会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり	純資産価格
	米ドル	円	米ドル	円
第 5 会計年度末 (2015年12月末日)	18, 346, 337. 70	2, 743, 144, 413	92.84	13, 881
第6会計年度末 (2016年12月末日)	18, 143, 786. 28	2, 712, 858, 925	92. 01	13, 757
第7会計年度末 (2017年12月末日)	17, 548, 031. 61	2, 623, 781, 686	90.88	13, 588
第8会計年度末 (2018年12月末日)	15, 028, 502. 15	2, 247, 061, 641	84. 74	12, 670
第9会計年度末 (2019年12月末日)	17, 273, 064. 79	2, 582, 668, 647	89. 17	13, 333
第10会計年度末 (2020年12月末日)	22, 658, 159. 72	3, 387, 848, 041	90. 19	13, 485
第11会計年度末 (2021年12月末日)	23, 937, 415. 57	3, 579, 122, 376	84. 07	12, 570
第12会計年度末 (2022年12月末日)	17, 047, 540. 99	2, 548, 948, 329	67. 28	10, 060
第13会計年度末 (2023年12月末日)	19, 941, 053. 26	2, 981, 586, 283	67. 48	10, 090
第14会計年度末 (2024年12月末日)	20, 280, 807. 88	3, 032, 386, 394	64. 76	9, 683
2024年1月末日	20, 280, 626. 43	3, 032, 359, 264	67. 10	10, 033
2月末日	19, 298, 168. 54	2, 885, 462, 160	65. 96	9,862
3月末日	19, 411, 967. 99	2, 902, 477, 454	66. 38	9, 925
4月末日	19, 125, 872. 87	2, 859, 700, 512	64. 80	9, 689
5月末日	20, 019, 497. 92	2, 993, 315, 329	65. 33	9, 768
6月末日	20, 083, 736. 31	3, 002, 920, 253	65. 30	9, 764
7月末日	20, 369, 029. 24	3, 045, 577, 252	66. 33	9, 918
8月末日	20, 970, 067. 58	3, 135, 444, 505	66. 64	9, 964
9月末日	21, 432, 905. 89	3, 204, 648, 089	67. 22	10, 051
10月末日	20, 870, 261. 91	3, 120, 521, 561	65. 55	9, 801
11月末日	20, 951, 079. 48	3, 132, 605, 404	65. 97	9, 864
12月末日	20, 280, 807. 88	3, 032, 386, 394	64. 76	9, 683

⁽注1) 「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。) およびユーロの円貨換算は、便宜上、2025年 3 月31日現在の株式会社三菱UF J銀行の対顧客電信売買相場の 仲値(1米ドル=149.52円、1豪ドル=93.97円および1ユーロ=162.08円)によります。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

<豪ドル建豪ドルヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり約	純資産価格
	豪ドル	円	豪ドル	円
第5会計年度末 (2015年12月末日)	28, 900, 219. 64	2, 715, 753, 640	91. 51	8, 599
第6会計年度末 (2016年12月末日)	26, 768, 070. 94	2, 515, 395, 626	89. 04	8, 367
第7会計年度末 (2017年12月末日)	16, 998, 204. 52	1, 597, 321, 279	87. 00	8, 175
第8会計年度末 (2018年12月末日)	12, 691, 578. 76	1, 192, 627, 656	79. 54	7, 474
第9会計年度末 (2019年12月末日)	21, 668, 491. 01	2, 036, 188, 100	81.65	7, 673
第10会計年度末 (2020年12月末日)	24, 446, 729. 03	2, 297, 259, 127	81. 01	7, 613
第11会計年度末 (2021年12月末日)	20, 824, 954. 56	1, 956, 920, 980	74. 95	7, 043
第12会計年度末 (2022年12月末日)	14, 171, 905. 62	1, 331, 733, 971	58. 96	5, 540
第13会計年度末 (2023年12月末日)	13, 379, 553. 97	1, 257, 276, 687	57. 57	5, 410
第14会計年度末 (2024年12月末日)	11, 869, 949. 51	1, 115, 419, 155	53. 99	5, 073
2024年1月末日	13, 275, 379. 29	1, 247, 487, 392	57. 13	5, 369
2月末日	12, 988, 523. 91	1, 220, 531, 592	56. 04	5, 266
3月末日	12, 936, 885. 96	1, 215, 679, 174	56. 29	5, 290
4月末日	12, 593, 459. 43	1, 183, 407, 383	54. 85	5, 154
5月末日	12, 915, 595. 32	1, 213, 678, 492	55. 16	5, 183
6月末日	12, 728, 296. 33	1, 196, 078, 006	55. 03	5, 171
7月末日	12, 894, 882. 01	1, 211, 732, 062	55. 80	5, 244
8月末日	12, 852, 084. 11	1, 207, 710, 344	55. 93	5, 256
9月末日	12, 721, 144. 75	1, 195, 405, 972	56. 33	5, 293
10月末日	12, 124, 035. 81	1, 139, 295, 645	54. 79	5, 149
11月末日	12, 101, 962. 59	1, 137, 221, 425	55. 04	5, 172
12月末日	11, 869, 949. 51	1, 115, 419, 155	53. 99	5, 073

<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	純資産	価額	1口当たり	純資産価格
	ユーロ	円	ユーロ	円
第5会計年度末 (2015年12月末日)	321, 223. 77	52, 063, 949	0. 9768	158
第6会計年度末 (2016年12月末日)	203, 142. 17	32, 925, 283	0. 9868	160
第7会計年度末 (2017年12月末日)	203, 642. 18	33, 006, 325	0. 9892	160
第8会計年度末 (2018年12月末日)	170, 304. 04	27, 602, 879	0. 9268	150
第9会計年度末 (2019年12月末日)	134, 702. 76	21, 832, 623	0. 9792	159
第10会計年度末 (2020年12月末日)	138, 482. 99	22, 445, 323	1. 0067	163
第11会計年度末 (2021年12月末日)	613, 269. 27	99, 398, 683	0. 9630	156
第12会計年度末 (2022年12月末日)	673, 023. 08	109, 083, 581	0. 7839	127
第13会計年度末 (2023年12月末日)	689, 169. 17	111, 700, 539	0. 8048	130
第14会計年度末 (2024年12月末日)	664, 819. 09	107, 753, 878	0. 7946	129
2024年1月末日	686, 976. 45	111, 345, 143	0.8022	130
2月末日	661, 430. 02	107, 204, 578	0. 7905	128
3月末日	667, 395. 82	108, 171, 515	0. 7977	129
4月末日	653, 226. 36	105, 874, 928	0. 7807	127
5月末日	660, 063. 88	106, 983, 154	0. 7889	128
6月末日	661, 450. 68	107, 207, 926	0. 7905	128
7月末日	673, 493. 97	109, 159, 903	0.8049	130
8月末日	677, 733. 88	109, 847, 107	0.8100	131
9月末日	685, 306. 83	111, 074, 531	0. 8191	133
10月末日	669, 704. 13	108, 545, 645	0.8004	130
11月末日	675, 443. 25	109, 475, 842	0.8073	131
12月末日	664, 819. 09	107, 753, 878	0. 7946	129

(2) 分配の推移

直近10会計年度および第14会計年度中における1口当たりの課税前分配金の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>_____

7/(177 AL 7/(1	米ドル	円
第5会計年度 (2015年1月1日~ 2015年12月末日)	3. 60	538
第6会計年度 (2016年1月1日~ 2016年12月末日)	3. 60	538
第7会計年度 (2017年1月1日~ 2017年12月末日)	3. 60	538
第8会計年度 (2018年1月1日~ 2018年12月末日)	3. 60	538
第9会計年度 (2019年1月1日~ 2019年12月末日)	3. 60	538
第10会計年度 (2020年1月1日~ 2020年12月末日)	3. 60	538
第11会計年度 (2021年1月1日~ 2021年12月末日)	3. 60	538
第12会計年度 (2022年1月1日~ 2022年12月末日)	3. 60	538
第13会計年度 (2023年1月1日~ 2023年12月末日)	3. 60	538
第14会計年度 (2024年1月1日~ 2024年12月末日)	3. 60	538
2024年1月	0.30	45
2月	0.30	45
3月	0.30	45
4月	0.30	45
5月	0.30	45
6月	0.30	45
7月	0.30	45
8月	0.30	45
9月	0.30	45
10月	0.30	45
11月	0.30	45
12月	0.30	45

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	豪ドル	円
第 5 会計年度 (2015年 1 月 1 日~ 2015年12月末日)	7. 20	677
第6会計年度 (2016年1月1日~ 2016年12月末日)	6. 20	583
第7会計年度 (2017年1月1日~ 2017年12月末日)	4. 80	451
第8会計年度 (2018年1月1日~ 2018年12月末日)	4.80	451
第9会計年度 (2019年1月1日~ 2019年12月末日)	4. 50	423
第10会計年度 (2020年1月1日~ 2020年12月末日)	3. 60	338
第11会計年度 (2021年1月1日~ 2021年12月末日)	3. 60	338
第12会計年度 (2022年1月1日~ 2022年12月末日)	3.60	338
第13会計年度 (2023年1月1日~ 2023年12月末日)	3.60	338
第14会計年度 (2024年1月1日~ 2024年12月末日)	3. 60	338
2024年1月	0.30	28
2月	0.30	28
3月	0.30	28
4月	0.30	28
5月	0.30	28
6月	0.30	28
7月	0.30	28
8月	0.30	28
9月	0.30	28
10月	0.30	28
11月	0.30	28
12月	0.30	28

<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	ユーロ	円
第5会計年度		
(2015年1月1日~ 2015年12月末日)	0.0060	0. 97
第6会計年度 (2016年1月1日~ 2016年12月末日)	0. 0060	0.97
第7会計年度 (2017年1月1日~ 2017年12月末日)	0. 0060	0. 97
第8会計年度 (2018年1月1日~ 2018年12月末日)	0. 0060	0. 97
第9会計年度 (2019年1月1日~ 2019年12月末日)	0. 0060	0. 97
第10会計年度 (2020年1月1日~ 2020年12月末日)	0. 0060	0. 97
第11会計年度 (2021年1月1日~ 2021年12月末日)	0. 0060	0. 97
第12会計年度 (2022年1月1日~ 2022年12月末日)	0. 0060	0. 97
第13会計年度 (2023年1月1日~ 2023年12月末日)	0. 0060	0. 97
第14会計年度 (2024年1月1日~ 2024年12月末日)	0. 0060	0. 97
2024年1月	0.0005	0.08
2月	0.0005	0.08
3月	0.0005	0.08
4月	0.0005	0.08
5月	0.0005	0.08
6月	0.0005	0.08
7月	0.0005	0.08
8月	0.0005	0.08
9月	0.0005	0.08
10月	0.0005	0.08
11月	0.0005	0.08
12月	0.0005	0.08

(3) 販売および買戻しの実績

直近10会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに当該会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	171, 149	47, 853	197, 612
	(171, 149)	(47, 853)	(197, 612)
第6会計年度	78, 138	78, 567	197, 183
	(78, 138)	(78, 567)	(197, 183)
第7会計年度	61, 165	65, 248	193, 100
	(61, 165)	(65, 248)	(193, 100)
第8会計年度	28, 204	43, 959	177, 345
	(28, 204)	(43, 959)	(177, 345)
第9会計年度	47, 811	31, 449	193, 707
	(47, 811)	(31, 449)	(193, 707)
第10会計年度	83, 528	26, 014	251, 221
	(83, 528)	(26, 014)	(251, 221)
第11会計年度	108, 732	75, 205	284, 748
	(108, 732)	(75, 205)	(284, 748)
第12会計年度	48, 474	79, 825	253, 397
	(48, 474)	(79, 825)	(253, 397)
第13会計年度	70, 049	27, 939	295, 507
	(70, 049)	(27, 939)	(295, 507)
第14会計年度	62, 323	44, 639	313, 191
	(62, 323)	(44, 639)	(313, 191)

⁽注1) ()の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

⁽注2) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

<豪ドル建豪ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	307, 951	15, 025	315, 803
	(307, 951)	(15, 025)	(315, 803)
第6会計年度	138, 596	153, 763	300, 636
	(138, 596)	(153, 763)	(300, 636)
第7会計年度	21, 190	126, 453	195, 373
	(21, 190)	(126, 453)	(195, 373)
第8会計年度	12, 230	48, 045	159, 558
	(12, 230)	(48, 045)	(159, 558)
第9会計年度	129, 040	23, 208	265, 390
	(129, 040)	(23, 208)	(265, 390)
第10会計年度	66, 648	30, 280	301, 758
	(66, 648)	(30, 280)	(301, 758)
第11会計年度	66, 831	87, 021	281, 568
	(66, 831)	(87, 021)	(281, 568)
第12会計年度	11, 615	52, 830	240, 353
	(11, 615)	(52, 830)	(240, 353)
第13会計年度	28, 790	36, 758	232, 385
	(28, 790)	(36, 758)	(232, 385)
第14会計年度	8, 085	20, 610	219, 860
	(8, 085)	(20, 610)	(219, 860)

<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	122, 660 (122, 660)	83, 150 (83, 150)	328, 860 (328, 860)
第6会計年度	0 (0)	123, 000 (123, 000)	205, 860 (205, 860)
第7会計年度	0 (0)	0 (0)	205, 860 (205, 860)
第8会計年度	40, 000 (40, 000)	62, 100 (62, 100)	183, 760 (183, 760)
第9会計年度	0 (0)	46, 200 (46, 200)	137, 560 (137, 560)
第10会計年度	0 (0)	0 (0)	137, 560 (137, 560)
第11会計年度	499, 300 (499, 300)	0 (0)	636, 860 (636, 860)
第12会計年度	240, 000 (240, 000)	18, 300 (18, 300)	858, 560 (858, 560)
第13会計年度	0 (0)	2, 200 (2, 200)	856, 360 (856, 360)
第14会計年度	0 (0)	19, 660 (19, 660)	836, 700 (836, 700)

Ⅲ. 純資産額計算書

(2024年12月末日現在)

Ι	資産総額		28,930,582米ドル	4, 325, 700, 621円
П	負債総額		610, 294米ドル	91, 251, 159円
Ш	純資産価額 (I—Ⅱ)		28, 320, 288米ドル	4, 234, 449, 462円
		米ドル建 米ドルヘッジクラス	313, 191 □	
IV	発行済口数	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	219, 860	П
		ユーロ建 ユーロヘッジクラス	836, 700	П
		米ドル建 米ドルヘッジクラス	64.76米ドル	9, 683円
V	1口当たり純資産価格	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	54.00豪ドル	5,074円
		ユーロ建 ユーロヘッジクラス	0.7946ユーロ	129円

⁽注)上記の表における各数値は、サブ・ファンドの財務書類に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「IV.ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

Ⅳ. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文(英語)の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。 その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライス ウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けて おり、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含 む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.52円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の監査報告書

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクションの受託会社の地位のみとしてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

意見

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、外貨建 世界投資適格債 オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)の、2024年12月31日 現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、ならびに同日に終了した年度の損益計算書お よび純資産変動計算書ならびに財務ハイライトからなる添付の財務書類(関連する注記を含む。) (以下、総称して「財務書類」という。)について監査を実施した。

我々は、添付の財務書類が、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計原則に 基づき、サブ・ファンドの2024年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度における 運用実績、純資産の変動および財務ハイライトについて、すべての重要な点において適正に表示 しているものと認める。

意見の基礎

我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計基準 (US GAAS) に基づき 監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の 責任」で詳述する。我々は、我々の監査に関連する倫理的要件に従い、サブ・ファンドから独立 していることおよびその他の倫理上の責任を果たすことを義務づけられている。我々は、我々が 収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の立案、実施および維持について責任を負っている。

財務書類の作成に際し、経営陣は、総合的に勘案して、財務書類が交付可能となった日から1年間にわたる継続企業としてのサブ・ファンドの存続能力に重大な疑義を生じさせるような状況または事由が存在するか否かを評価することを義務づけられている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、絶対的な確証ではなく、したがって、US GAASに基づき行われた監査が、存在するすべての重大な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による場合の当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。虚偽記載は、個別にまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を与える蓋然性が高い場合に、重要性があると判断される。US GAASに準拠した監査を行うにあたり、我々は、以下の事項を実施する。

- ・監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的専門家としての懐疑心を保持する。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽記載のリスクを特定し、評価し、 当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。かかる手続には、財務書類中の金額およ び開示事項について、証拠資料を試査により検証することが含まれる。
- ・状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただ

し、これはサブ・ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、そのような意見は表明されない。

- ・経営陣が採用した会計原則の適切性および経営陣が行った重要な会計上の見積りの合理性について評価し、財務書類の全体的な表示についても評価する。
- ・我々の判断において、総合的に勘案して、合理的な期間にわたる継続企業としてのサブ・ファンドの存続能力に重大な疑義を生じさせるような状況または事由が存在するか否かについて結論を下す。

我々は、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期、監査上の重要な発見事項、ならびに 監査の過程で我々が識別した一定の内部統制に関する事項に関して、ガバナンスの責任者と協議 することを義務づけられている。

プライスウォーターハウスクーパース 2025年5月1日



Report of independent auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection (the "Fund"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of December 31, 2024, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of December 31, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Pricewaterhouse Coopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Report of independent auditors (continued)

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to
 fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such
 procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures
 in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit
 procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an
 opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is
 expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant
 accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the
 financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

May 1, 2025

(1)貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2024年12月31日現在 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(取得原価:30,465,708米ドル)	27, 925, 217	4, 175, 378
現金	607, 557	90, 842
外国為替予約取引に係る未実現評価利益	87, 559	13, 092
未収金:		
サブ・ファンド受益証券売却	65	10
投資有価証券売却	310, 184	46, 379
資産合計	28, 930, 582	4, 325, 701
負債		
保管会社に対する債務	65	10
外国為替予約取引に係る未実現評価損失	474, 585	70, 960
未払金:		
投資有価証券購入	63	9
専門家報酬	39, 211	5, 863
販売報酬	34, 539	5, 164
印刷費用	23, 101	3, 454
投資顧問報酬	20, 092	3,004
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7, 540	1, 127
代行協会員報酬	3, 838	574
管理報酬	3, 102	464
保管報酬	2, 024	303
受託報酬	1, 747	261
登録手数料	387	58
負債合計	610, 294	91, 251
純資産	28, 320, 288	4, 234, 449

純資産

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	7, 347, 987	1, 098, 671
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	688, 686	102, 972
米ドル建 米ドルヘッジクラス	20, 283, 615	3, 032, 806
	28, 320, 288	4, 234, 449
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	219, 860 □	
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	836, 700 □	
米ドル建 米ドルヘッジクラス	313, 191 □	
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	33.42	4,997 円
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	0.8231	123 円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	64. 76	9,683 円

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2024年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
費用		_
販売報酬	132, 183	19, 764
印刷費用	124, 687	18, 643
投資顧問報酬	111, 622	16, 690
登録手数料	60, 234	9,006
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	57, 482	8, 595
代行協会員報酬	14, 687	2, 196
管理報酬	12, 601	1,884
受託報酬	10, 027	1, 499
専門家報酬	9, 809	1, 467
保管報酬	4, 836	723
費用合計	538, 168	80, 467
純投資損失	(538, 168)	(80, 467)
実現および未実現利益/(損失):		
実現純利益/(損失):		
投資先ファンドの売却	(1,985,995)	(296, 946)
投資先ファンドからの分配	1, 569, 511	234, 673
外国為替取引および外国為替予約取引	(274, 373)	(41, 024)
実現純損失	(690, 857)	(103, 297)
未実現評価利益/(損失)の純変動:		
投資先ファンドへの投資	1, 356, 871	202, 879
外国為替取引および外国為替予約取引	(658, 820)	(98, 507)
未実現評価利益の純変動	698, 051	104, 373
実現および未実現評価利益(純額)	7, 194	1,076
運用による純資産の純減少	(530, 974)	(79, 391)

純資産変動計算書

2024年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)		
純投資損失	(538, 168)	(80, 467)
実現純損失	(690, 857)	(103, 297)
未実現評価利益の純変動	698, 051	104, 373
運用による純資産の純減少	(530, 974)	(79, 391)
受益者への分配	(1, 652, 568)	(247, 092)
サブ・ファンドの受益証券取引による純資産の純増加	684, 472	102, 342
純資産の純減少	(1, 499, 070)	(224, 141)
純資産		
期首	29, 819, 358	4, 458, 590
期末	28, 320, 288	4, 234, 449

純資産変動計算書(続き)

2024年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		ユーロ建 コ ヘッジクラ	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	8,085 □		— П	
買戻し	(20, 610) □		(19, 660) □	
受益証券口数の純変動	<u>(12, 525)</u> □		(19, 660) □	
金額				
発行	296,706 米ドル	44,363 千円	- 米ドル	- 千円
買戻し	(771, 135)米ドル	(115,300)千円	(16,797)米ドル	(2,511)千円
サブ・ファンドの受益証券取引による 純増加/(減少)	(474, 429) 米ドル	(70,937)千円	(16,797)米ドル	(2,511)千円
	米ドル建 - ** ヘッジク [*]			
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	62, 323 □			
買戻し	(44, 639) □			
受益証券口数の純変動	17, 684 □			
金額				
発行	4,121,822 米ドル	616, 295 千円		
買戻し	(2,946,124)米ドル	(440,504)千円		
サブ・ファンドの受益証券取引による 純増加/(減少)	1,175,698 米ドル	175,790 千円		

財務ハイライト

2024年12月31日終了年度 (米ドルで表示)

受益証券1口当たり主要データ:

文益証券「口当にり土安ナータ :				
		・ 豪ドル クラス	ユーロ建 ヘッジク	ユーロ クラス ⁽²⁾
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首受益証券1口当たり純資産価格	39. 23	5, 866	0.8884	133
純投資損失 [±]	(0.66)	(99)	(0.0158)	(2)
投資対象に係る実現および未実現評価利益/ (損失) (純額)	(2.78)	(416)	(0.0430)	(6)
投資運用による利益/(損失)合計	(3.44)	(514)	(0.0588)	(9)
受益者への分配	(2.37)	(354)	(0.0065)	(1)
期末受益証券1ロ当たり純資産価格	33. 42	4, 997	0.8231	123
トータル・リターン ⁽¹⁾	(9. 12) %		(6. 65) %	
期末純資産:	7, 347, 987	1, 098, 671, 016	688, 686	102, 972, 331
平均純資産に対する費用の比率	1.80 %		1.82 %	
平均純資産に対する純投資損失の比率	(1.80)%		(1.82)%	
		・ 米ドル ・クラス		
	米ドル	日本円		
期首受益証券1口当たり純資産価格	67.48	10,090		
純投資損失	(1. 22)	(182)		
投資対象に係る実現および未実現評価利益/ (損失) (純額)	2.10	314		
投資運用による利益/(損失)合計	0.88	132		
受益者への分配	(3.60)	(538)		
期末受益証券1ロ当たり純資産価格	64. 76	9, 683		
トータル・リターン ⁽¹⁾	1.34 %			
期末純資産:	20, 283, 615	3, 032, 806, 115		
平均純資産に対する費用の比率	1.84 %			

- ± 当年度中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。
- (1) トータル・リターンは、再投資された分配金(もしあれば)の影響を踏まえたものである。
- (2) 注記 2 に記載の通り、ユーロ建 ユーロヘッジクラスの受益証券 1 口当たり純資産価格は、小数第 4 位未満を端数処理して計算される。

(1.84)%

注記は、財務書類と不可分のものである。

平均純資産に対する純投資損失の比率

財務書類に対する注記 2024年12月31日終了年度

1. 組織

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2010年10月26日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。現在、管理会社によって、豪ドル 建 豪ドルヘッジクラス、ユーロ建 ユーロヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの 3 クラスの受益証券の募集が行われている。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づく投資信託として登録されており、したがって、ミューチュアル・ファンド法に従い規制される。規制ミューチュアル・ファンドとして、ファンドはケイマン諸島金融庁の監督を受ける。

サブ・ファンドの主たる投資目的は、日本を除く世界の投資適格の信用格付(BBB格相当以上)を有する社債およびソブリン債に主として投資を行うコクサイ・トラストのサブ・ファンドであるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの米ドルヘッジクラス(F)(以下「投資先ファンド」という。)へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、日本企業が日本国外において円以外の通貨建で発行した社債へ投資することがある。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドル(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)である。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを設定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は豪ドルであり、ユーロ建 ユーロヘッジクラスではユーロ、米ドル建 米ドルヘッジクラスでは米ドルである。2024年12月31日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの運用通貨建での1口当たり純資産価格は、それぞれ54,00豪ドルおよび0.7946ユーロであった。

サブ・ファンドの各クラスは、投資先ファンドへの投資を通じて、主として世界の投資適格債に投 資する。 サブ・ファンドはASC 946の指針の解釈上、投資会社の定義に該当する。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2024年1月1日からサブ・ファンドの会計年度末である2024年12月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

ユーロ建 ユーロヘッジクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「管理事務代行会社」という。)により、各営業日の営業終了時点において小数第4位未満を四捨五入して計算される。ユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第2位未満を四捨五入して計算される。

公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1-公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格 が用いられる。
- ・レベル2-公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または 負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生す るもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3-公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット (観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2024年12月31日現在、投資先ファンドに対する投資は純資産価格で評価され、デリバティブはレベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資先ファンドおよびデリバティブへの投資を評価するために「マーケット・アプローチ」という評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U. S. GAAPに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格(またはこれに相当するもの。)で計上し、それ以上の調整(「実務的な方法」)は行わない。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的な方法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いてOTCデリバティブ(外国為替予約取引を含む。)を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、2024年12月31日現在の評価ヒエラルキー内の項目およびレベルごとの資産負債計算書に計上された金融商品を示している。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける(未調整 の)公表価格 (レベル1)	重要なその他 の観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	純資産価格で 評価した 投資額	2024年12月31日 現在の公正価値
投資対象*	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資 コクサイ・トラストのサブ・ ファンドであるワールド・イン ベストメント・グレード・ボン ド・ファンドー米ドルへッジク ラス(F)	_	_	-	27, 925, 217	27, 925, 217
投資先ファンドへの投資合計	_	_	_	27, 925, 217	27, 925, 217
資産 外国為替予約取引	_	87, 559	_	_	87, 559
負債 外国為替予約取引	_	(474, 585)	_	_	(474, 585)

^{*} 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2024年12月31日終了年度中に、レベル3への、またはレベル3からの移動はなかった。サブ・ファンドは年度末に各レベルから移動した投資対象について説明する。

2024年12月31日現在、レベル3の評価をされた有価証券はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき計上される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取配当金は、分配日時点の比例配分に基づいてクラスに配分される。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬ならびにサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月15日に、各クラスについて分配を宣言することができる。分配は、サブ・ファンドの純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から行われる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

^{**}外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益/(評価損)で評価 されている。

受益者に対する分配	金額(米ドル)		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	542, 911		
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	5, 447		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	1, 104, 210		
	1, 652, 568		

(E) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替予約レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2024年12月31日現在の外国為替予約取引は投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定へッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。 ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデ リバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超え た場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、 デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変 動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、 増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利 用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用 を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強 化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。 ASC 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a)事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b)デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc)デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益/(損失)または未実現評価益/(評価損)の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2024年12月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

デリバティブ資産

外国為替予約取引に係る未実現評価益

87, 559

デリバティブ負債

位置

外国為替予約取引に係る未実現評価損

(474, 585)

2024年12月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

外国為替予約取引に係る純実現損失*

(273, 303)

外国為替リスク

(米ドル)

運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現評価益/(評価損)の変動

外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動**

(658, 820)

^{*}総評価額は、資産負債計算書中の未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価益/(評価損)で 表示されている。

^{*} 損益計算書において外国為替取引および外国為替予約取引に係る実現利益/(損失)として表示される金額に含まれている。

^{**}損益計算書において外国為替換算および外国為替予約取引による未実現評価益/(評価損)の 純変動として表示される金額に含まれている。

2024年12月31日に終了した年度における外国為替予約取引の月間平均想定元本は、以下のとおりであった。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス ユーロ建 ユーロヘッジクラス 26, 296, 548米ドル 2, 239, 322米ドル

サブ・ファンドは、一定の取引相手方との間で随時締結される、店頭デリバティブおよび外国為替契約を管理する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネッティング契約の当事者である。マスター・ネッティング契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保(もしあれば)は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表で表示される。サブ・ファンドが差し入れた非現金の担保(もしあれば)は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表で特定される。2024年12月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の 基準値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信 用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれの場合も、発生時に、その他の 当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失お よび費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。サ ブ・ファンドの一または複数の取引相手方による早期終了を選択する決定は、サブ・ファンドの将 来のデリバティブ取引に影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3.投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2024年12月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2024年12月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの設立

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(以下、本「3.投資先ファンド」において「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」という。)は、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年9月2日に設立されたコクサイ・トラスト(以下、本「3.投資先ファンド」において「トラスト」という。)の2つ目のサブ・ファンドである。トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下、本「3.投資先ファンド」において「受託会社」という。)が行った信託宣言に従って設立された。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・

ファンドは、2010年4月19日付で運用を開始した。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、三菱UFJアセットマネジメント株式会社(旧 三菱UFJ国際投信株式会社)によって設立された日本の投資信託のために設立された。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島政府から課税免除認可書を取得している。トラストおよびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券のいずれも、1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。またトラストは、1940年米国投資会社法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として業務を行う 免許を受けている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(以下、本「3.投資先ファンド」において「投資顧問会社」という。)である。

現在、2クラスの受益証券が投資者に対して募集されている。日本円クラスは、日本円で募集される。米ドルヘッジクラス(F)は、米ドルで募集される。日本円クラスのみ、そのクラスの通貨について、対米ドルでヘッジが行われている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドル (以下「機能通貨」または「米ドル」という。)である。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを設定することができる。受益証券の申込みおよび買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。米ドルヘッジクラス (F)の運用通貨は米ドルである。2024年12月31日現在、日本円クラスの運用通貨建の1口当たり純資産価格は0.6667円であった。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資目的は、主として世界の投資 適格債および政府債に投資し、米ドル以外の通貨のエクスポージャーはヘッジすることにより、イ ンカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。米ドルの通貨エクスポージャーは、各 クラスの通貨に対するヘッジが行われる。米ドルヘッジクラス(F)を除く各クラスは、各クラスの 通貨について、対米ドルでヘッジが行われている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、投資会社であり、したがって、 米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)会計基準コディフィケーション・トピック 946「金融サービスー投資会社」の投資会社に係る会計および報告に関する指針に従う。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの財務書類は、2024年1月1日から、

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの会計年度末である2024年12月31日までの期間を反映している。以下は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「管理事務代行会社」という。)は、受託会社の最終的な許可の下、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産価額は、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く、投資先ファンドの各営業日(ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨーク市および日本の銀行が営業を行っている日をいい、以下、本注記3において「営業日」という。)および受託会社が決定するその他の日(以下、それぞれ「決算日」という。)に計算される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出される米ドルへッジクラス(F)を除き、日本円建で計算され、米ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその 他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格、または売却が 報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定 サービスにより入手された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、受託会社の最終的な権限に従い、投資顧問会社の助力を得て、管理事務代行会社により誠実に決定された公正価値で評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、管理事務代行会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定

サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に 重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある 市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況にお いて、市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価 証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、 市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。受託会社は、ワールド・インベストメント・ グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視 し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券および資産の評価額が再評価されるべきか否 かを決定する責任を負っている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示で行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの方針は、その純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、受託会社またはその指示で行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却)された場合にワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1-公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2-公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産また

は負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。

・レベル3-公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のイン プット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用され、市場参加者が評価の決定に用いる想定(リスクの想定を含む。)を幅広く参照する。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

投資有価証券は、活発な市場における公表価格に基づいて評価されているため、一定の金融市 場証券を含め、レベル1に分類される。受託会社は、ワールド・インベストメント・グレード・ ボンド・ファンドが当該商品について大きなポジションを有し、売却によって公表価格に相当の 影響を与える可能性がある状況においても、公表価格の調整を行わない。

活発であるとみなされない市場において取引されるが、公表市場価格、ディーラー相場、または観察可能なインプットに裏付けられた代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これには、投資適格社債およびソブリン債が含まれる。レベル2の投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限付きのポジションが含まれるため、その評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく、一般的には入手可能な市場情報に基づいて、調整されることがある。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ (例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみな されるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いてOTCデリバティブ(外国為替予約取引を含む。)を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡のような一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および/ま

たはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、2024年12月31日現在の評価ヒエラルキー内の項目およびレベルごとの資産負債計算書に計上された金融商品を示している。

	同一の投資対象の 活発な市場における (未調整の) 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	2024年12月31日 現在の公正価値
投資*	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
確定利付証券:				
オーストラリア	_	1, 018, 937	_	1, 018, 937
オーストリア	_	192, 176	_	192, 176
ベルギー	_	127, 016	_	127, 016
ブラジル	_	228, 389	_	228, 389
カナダ	_	1, 000, 382	_	1,000,382
フランス	_	2, 152, 709	_	2, 152, 709
ドイツ	_	853, 883	_	853, 883
インドネシア	_	200, 017	_	200, 017
アイルランド	_	1, 321, 844	_	1, 321, 844
イスラエル	_	341, 464	_	341, 464
イタリア	_	3, 088, 872	_	3, 088, 872
ルクセンブルグ	_	496, 393	_	496, 393
マレーシア	_	194, 600	_	194, 600
メキシコ	_	111, 817	_	111, 817
オランダ	_	1, 524, 101	_	1, 524, 101
ノルウェー	_	215, 905	_	215, 905
ポーランド	_	125, 825	_	125, 825
ポルトガル	_	105, 963	_	105, 963
シンガポール	_	318, 073	_	318, 073
スロバキア	_	213, 853	_	213, 853
スペイン	_	2, 146, 022	_	2, 146, 022
国際機関	_	235, 787	_	235, 787
スウェーデン	_	148, 979	_	148, 979
スイス	_	770, 551	_	770, 551
アラブ首長国連邦	_	197, 480	_	197, 480
英国	_	3, 845, 748	_	3, 845, 748
アメリカ合衆国	_	20, 727, 691	_	20, 727, 691
短期証券				
定期預金	_	596, 138	_	596, 138
投資有価証券合計	_	42, 500, 615	_	42, 500, 615
金融デリバティブ商品**				_
資産				
先物契約	96, 964	_	_	96, 964
外国為替予約取引	_	581, 915	_	581, 915
負債				
外国為替予約取引	_	(577, 740)	_	(577, 740)

^{*} 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

^{**}外国為替予約取引および先物契約等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益/(評価損)で評価されている。

2024年12月31日に終了した年度中に、レベル3への、またはレベル3からの移動はなかった。 ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは年度末に各レベルから移動した投 資対象について説明する。

2024年12月31日現在、レベル3の評価をされた有価証券はなかった。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は取引日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却/増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却で調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券の利息収入は認識されない。その他の収入は定期預金の受取利息を含む場合がある。

(D) 費用

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、次の費用を含むがこれらに限定されない、運営費用を負担することがある。すなわち、弁護士報酬、英文目論見書の作成と配布費用を含む受益証券の継続募集関連費用、印刷および郵便費用、届出報酬および費用、会計、監査および納税準備費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および特別費用(もしあれば)、支払利息(買戻契約およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによる借入れによる利息を含む。)、保管報酬、管理事務代行報酬、受託会社の報酬、リスク計算サービス手数料、銀行手数料、ブローカー手数料(オプション取引を含む。)、スプレッド、有価証券のマークアップ、スワップおよび為替予約、ショートポジションにかかる支払配当、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

(E) 分配方針

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、米ドルヘッジクラス(F)に関して、2010年4月16日付のサブ・ファンドにかかる決議および2010年11月18日付のサブ・ファンドにかかる決議における承認に従って、分配(現金または現物を問わない。)の支払を各クラスについて宣言および手配する。分配は、(1)純実現キャピタル・ゲイン(ヘッジ・ポジションを含む。)、純未実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出されるプラスの合計金額、ならびに(2) 有価証券ポートフォリオの利回りに基づく理論上の見積収益からファンド費用と通貨ヘッジ・プレミアム(費用)を控除した金額、すなわち、それぞれのクラスの純資産総額にポートフォリオ利回りを乗じて算出される金額、のいずれか大きい額で考慮される。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、各クラスの受益者に対して、 月次で管理事務代行会社によって上記の方法で決定されたいずれか大きい金額の分配を宣言し、 再投資を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、前月の最終営業 日または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日(以下「記録日」という。)に 当月の分配を宣言し、通常、当月の10日目の暦日より前(営業日でない場合もしくはロンドンの 銀行またはロンドンの証券取引所が休業日の場合には翌営業日)かまたは、受託会社がその単独 の裁量によって決定したその他の日(以下「配当日」という。)において当該分配を行う。各ク ラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、受益証券は、該当分配日に発行される。 2024年12月31日に終了した年度中に宣言され、再投資された分配金は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額(米ドル)
日本円クラス	12, 659
米ドルヘッジクラス(F)	1, 569, 525
	1, 582, 184

(F) ソブリン債

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債 発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資 は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って 期限が到来した際に、元本および/または利息を返済することができないかまたはその意思がな いことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力 は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十 分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨 基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因によ り影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する ために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存して いることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済 改革および/または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となって いることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来し た際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該 第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというか かる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソ ブリン債を履行しない場合がある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(G) 現金および外国通貨

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(H) 定期預金

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「保管会社」という。)を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。スイスの中央銀行による預金金利の引下げにより、スイス・フラン建の短期投資の利率は0%を下回ることがある。満期までの期間が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

(I) 外国為替予約取引

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ワールド・インベストメン ト・グレード・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーを ヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国 為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で 通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公 正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で 時価評価され、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは評価額の変動を未 実現評価益または評価損として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当 する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映され た未実現評価益または評価損を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が 契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ワール ド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ワー ルド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッ ジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から 生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2024年12月31日現在の外国為替予約取引は投資 有価証券明細表に記載されている。

(」) 先物契約

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物契約を締結することがあ る。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、有価証券市場に対するエク スポージャーまたは金利変動および通貨価値変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先 物契約を締結することがある。先物契約の利用に関連する主たるリスクは、ワールド・インベス トメント・グレード・ボンド・ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格と の間の不完全な相関関係、市場の流動性が低い可能性、および取引相手方が債務不履行に陥る可 能性である。先物契約は、日々の公表決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結に際し、 ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初 証拠金規定に従い、先物ブローカーに現金または米国政府および政府機関債を預託することを要 する。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動(「変動マージン」)による未払金または未収 金は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって適切に計上される。 日次の現金決済がある先物契約の変動マージン(もしあれば)は、ブローカーに対する債権/債 務一先物契約の変動マージンとして資産負債計算書に報告される。日次以外の決済期間がある先 物契約に係る未実現評価益/評価損(もしあれば)は、資産負債計算書に別途開示される。損益 は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現されたとみなされない。2024年12月31日 現在の先物契約は投資有価証券明細表に記載されている。

(K) デリバティブ商品

ASC 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに、a)事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b)デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc)デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をASC 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物契約および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品(各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。)を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益/(損失)または未実現評価益/(評価損)の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引および先物契約で構成されていた。

下表は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのデリバティブ商品の公 正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2024年12月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク * (米ドル)	金利リスク (米ドル)	合計 (米ドル)
デリバティブ資産			
外国為替予約取引に係る未実現評価益	581, 915	_	581, 915
先物契約に係る未実現評価益**	_	96, 964	96, 964
	581, 915	96, 964	678, 879
デリバティブ負債			
外国為替予約取引に係る未実現評価損	(577, 740)	_	(577, 740)
	(577, 740)	_	(577, 740)

^{*} 総評価額は、資産負債計算書中の外国為替予約取引に係る未実現評価益/ (評価損) の勘定 科目で表示されている。

^{**}デリバティブ商品の公正価値は、投資有価証券明細表で報告されている先物契約の累積評価益/(評価損)を含む。資産負債計算書内では現在の変動証拠金のみ報告されている。

2024年12月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響 ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)	金利リスク (米ドル)	合計 (米ドル)
運用の結果として認識されたデリバ ティブに係る実現利益/(損失)			
外国為替予約取引に係る純実現損失*	(617, 174)	_	(617, 174)
先物契約に係る純実現利益	_	60, 745	60, 745
	(617, 174)	60, 745	(556, 429)
運用の結果として認識されたデリバ ティブに係る未実現評価益/(評価 損)の変動			
外国為替予約取引に係る未実現評価損 の純変動**	(896, 049)	_	(896, 049)
先物契約に係る未実現評価益の純変動	_	202, 208	202, 208
	(896, 049)	202, 208	(693, 841)

^{*} 損益計算書において外国為替取引および外国為替予約取引に係る実現利益/(損失)として表示される金額に含まれている。

2024年12月31日に終了した年度における外国為替予約取引の月間平均想定元本は、以下の通りであった。

ファンド・レベル*53,852,120米ドル日本円クラス59,156,052米ドル

2024年12月31日に終了した年度における先物契約の月間平均想定元本は、4,417,289米ドルであった。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、一定の取引相手方との間で随時締結される、店頭デリバティブおよび外国為替契約を管理する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネッティング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

先物は取引所または清算機関で取引または清算される。一般的に取引所取引または清算取引は、

^{**}損益計算書において外国為替換算および外国為替予約取引による未実現評価益/(評価損) の純変動として表示される金額に含まれている。

^{*} すべてのクラスのために保有された外国為替予約取引

店頭取引よりもファンドへの取引相手方のリスクが少ない。取引所または清算機関は、契約上、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドとブローカーの間に介在するため、信用リスクは、一般的に取引所または清算機関および清算機関の会員の不履行に限られる。取引所取引および清算取引のためにワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが差し出した証券(もしあれば)は、投資有価証券明細表で特定される。

担保要件は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに提供された担保(もしあれば)は、マスター・ネッティング契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表で表示される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが差し入れた担保(もしあれば)は、保管会社によって分別され、投資有価証券明細表で特定される。2024年12月31日現在、担保として差し入れた有価証券はなかった。2024年12月31日において差し入れられた現金担保は資産負債計算書に開示されている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに適用ある終了事由は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の基準値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれの場合も、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの一または複数の取引相手方による早期終了を選択する決定は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を及ぼす可能性がある。

(L) 受益証券

2024年12月31日現在、すべての発行済受益証券は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が設立した二つの関連会社(受益者)の名義で保有されている。当該二受益者は、純資産に対して100%の持分を保有している。

現在、日本円クラスおよび米ドルヘッジクラス(F)の2クラスの受益証券が、投資者に募集されている。

受託会社は、現在の受益者の合意を得ることなく、異なる募集または機能通貨による新規のサブ・ファンドおよび/またはクラスを設定することができる。

受益証券の申込み

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く各営業日またはワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの裁量により決定されたその他の時刻を「申込日」とする受益証券の申込みを受諾する。 受託会社またはその委託者は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒 絶することができる。各クラスの受益証券1口当たりの最低発行価格は1.0000円である。ただし、受益証券1口当たりの最低発行価格が0.01米ドルである米ドルヘッジクラス(F)を除く。受託会社またはその委託者は、裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶する権利を有する。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの各投資者は、各クラスについて、最低当初発行金額は10,000,000円(または、100,000米ドル相当の日本円)である。ただし、最低当初発行金額が100,000米ドルである米ドルヘッジクラス(F)を除く。前述の最低継続発行金額は、各クラスの受益証券に適用される。受託会社またはその委託者は、最低当初金額は100,000米ドルを下回らないことを条件として、その単独裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

受益証券は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって募集される。 ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、受益証券の販売から手数料また はその他の代償を受領しない。

受益証券の申込みを行うにあたり、将来の投資者は、すべて記入済みの申込書を申込日に管理事務代行会社に提出しなければならない。申込人はまた、申込日の後3営業日の午後5時(ニューヨーク時間)より前(または管理事務代行会社が認める場合には延期された期間より前)にワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが受領するよう、申込金の送金について、管理事務代行会社との間で協議しておかなければならない。管理事務代行会社は、申込書を受領した後、当該申込みがワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって受諾されたかまたは拒絶されたかを速やかに申込人に通知する。申込金は、管理事務代行会社方、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド宛に送金されなければならない。

すべての申込書および申込金は、申込書の記載事項に従ってワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに引き渡されなければならない。申込みが拒絶された場合、払込まれた申込金は、速やかに申込人の元の口座に利息を付さずに払い戻される。米ドルヘッジクラス(F)を除く各クラスの申込みは、日本円で行われなければならない。米ドルヘッジクラス(F)の申込みは、米ドルで行われなければならない。すべての申込みは、取消不能である。受託会社またはその委託者は、申込みの一部のみを受諾することができ、影響を与える申込人に対しては速やかに通知を行う。

買戻し

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者は、ロンドン株式市場またはロンドンの銀行の休日およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの裁量によるその他の日時を除く各営業日(かかる日を「買戻日」という。)に、保有する受益証券のすべてまたは一部を買戻すようワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに請求することができる。買戻日に受益証券を買い戻すためには、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者は、買戻日の「特定の時刻」(ニューヨーク証券取引所が引ける前、または受託会社によって適切とみなされる時刻)の前に、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの管理事務代行会社に対して買戻請求書を提出しなければならない。特定の時刻より後に受領された買戻請求は、次の買戻日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受

益者が買戻す受益証券の割合、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益者の受益証券口数の詳細または買戻される受益証券の円建の金額のいずれかを明記しなければならない。買戻価格は、当該クラスの買戻日における受益証券1口当たり純資産価格に等しい。米ドルヘッジクラス(F)に関する買戻代金の支払は通常、買戻日から3営業日以内に、日本円または米ドルで行われる。

(M) 報酬および費用

投資先ファンドが負担する費用は会計処理および管理報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、 投資顧問報酬、受託会社の報酬ならびに投資先ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが これらに限らない。これらの報酬は、サブ・ファンドによって、投資先ファンドへの投資の純資 産価格を通して間接的に支払われる。

4. 受益証券

2024年12月31日現在、サブ・ファンドによって発行されたすべての受益証券は、純資産に対して100%の持分を保有する1名の受益者名義で保有されている。

(A) 申込み

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日(当該営業日を含む。)から4営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法(随時改正される。)、テロ防止法(随時改正される。)、ケイマン諸島刑事訴訟法(随時改正される。)および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

当初申込期間の後、発行価格の3.0%(税別)を上限とする申込手数料が課され、日本における 販売会社により留保されることがある。

(B) 買戻し

当初払込日(当該日を含む。)以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後

に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純 資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金 から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければ ならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日(同日を含む。)から4営業日目に行われるかまたは 関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速や かに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 為替リスク

投資先ファンド

投資先資産の米ドル建以外の通貨エクスポージャーは、米ドルにヘッジされ、米ドル金利が投資 先資産の米ドル以外の通貨建の金利より低い場合、投資先ファンドがヘッジ・コストを負担する。 完全に為替リスクを排除することはできない。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の組入資産について、当該投資信託証券において原則として対米ドルで為替取引を行い、原資産通貨と米ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。米ドル金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルは豪ドルヘッジクラスにおいて対豪ドルで為替取引が行われ、 米ドルと豪ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分の為替取 引コストが投資者にかかることに留意されたい。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルはユーロヘッジクラスにおいて対ユーロで為替取引を行い、原資産通貨とユーロとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、ユーロ金利が米ドル金利より低い場合、ユーロと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

(B) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション(デュレーションとは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなる。)が長いほど大きくなる。

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。 反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(C) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、(かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む。)より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(D) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー(銀行および証券会を含む。)が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター・ネッティング契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター・ネッティング契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定の水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスター・ネッティング契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。

サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る 損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウ ンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファン ドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益ために、特定の最低移転規定に 従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保 の差入れを要求されることがあり、このような担保(もしあれば)が差入れられた場合には、投資 有価証券明細表に記載される。

(F) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(G) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(H) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンド

は、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(I) 外国為替予約取引

為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方(取引の反対側の当事者)が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資 対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクーー定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手が かかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能とな る可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、リターン強化のために外国為替予約取引を利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも広範囲に上述のリスクにさらされることがある。

(J) その他のリスク

有価証券またはその他の金融商品の価格は、様々な要因(一般経済、市場全体、ならびに地方、地域または世界の政治的および/または社会的な不安定性を含むがこれらに限定されない。)の影響を受けることもある。戦争、テロ行為、感染症の拡大もしくはその他の公衆衛生上の問題、不況またはその他の事象といった地方、地域または世界的な事象が、サブ・ファンドおよびその投資対象に重大な影響を及ぼす可能性がある。

6. 保証および補償

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、その他の当事者ならびに それぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、 様々な補償条項を含む契約を締結する。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポー ジャーは、未だ発生していない将来のサブ・ファンドに対する申立てが含まれるため、未知である。 ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく過去の申立てまたは損失を被っていない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下

で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を 有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに 当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによ る分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。 そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改正済)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会-会計基準編纂書740)は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2024年12月31日現在、調査対象となる課税年度は、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄によって 異なり、また期限にかかる法令に基づき、2010年(運用開始日)から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年(運用開始日)から2024年12月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、5億米ドルまでの部分について年率0.05%(ファンド会計事務:0.04%、名義書換事務代行:0.01%)、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%(ファンド会計事務:0.03%、名義書換事務代行:0.01%)、10億米ドル超の部分について年率0.03%(ファンド会計事務:0.02%、名義書換事務代行:0.01%)の料率による報酬を受領する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルのファンド会計事務に係る最低報酬も受領する。2024年12月31日に終了した年度中に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結した。当該契約は、保管会社が、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領することについて規定している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2024年12月31日に終了した年度中に、保管会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における保管会社への未払報酬残高(もしあれば)は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2024年12月31日に終了した年度中に、受託会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における受託会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年12月31日に終了した年度中に、投資顧問会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。代行協会員は、日本証券業協会の規則の遵守を確保し、ファンド資料の頒布、純資産価額の公表、および日本においてサブ・ファンドの財務書類を入手できるようにすることについて責任を負う。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年12月31日に終了した年度中に、代行協会員が稼得した報酬および2024年12月31日現在における代行協会員への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」という。)は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.45%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年12月31日に終了した年度中に、日本における販売会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における販売会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年12月31日に終了した年度中に、管理会社が稼得した報酬および2024年12月31日現在における管理会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬に よってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府 手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用、登録手数料ならびに専門家報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者間取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと外国為替予約取引および定期預金を締結することができる。2024年12月31日現在のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとのすべての未決済の外国為替予約取引(もしあれば)は、投資有価証券明細表に開示されている。2024年12月31日に終了した年度中、その他の関連当事者間取引はなかった。

10. 最近の公表

2020年3月、FASBは、会計基準更新書(以下「ASU」という。)である、ASU2020-04 「金利指標改革(トピック848) -金利指標改革が財務報告に与える影響の緩和」を公表した。ASU2020-04の改訂は、2021年末にロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)およびその他の銀行間取引に基づく金利指標の廃止が予定されていたことに伴う特定の種類の契約変更の影響につき、任意かつ一時的な財務報告上の軽減措置を提供する。ASU2020-04は、2020年3月12日から2024年12月31日までの期間に発生する特定の金利指標に関連する契約変更に適用される。経営陣は、ASU2020-04の適用がサブ・ファンドの財務書類に重大な影響を与えるものとは考えていない。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表日である2025年5月1日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。

2025年1月1日から2025年5月1日までに実施された発行金額は、66,485米ドルであり、買戻金額は、28,363,398米ドルであった。同期間に実施された分配金額は、269,394米ドルであった。

2025年3月5日、経営陣は、信託証書の終了条項に従い、2025年3月14日付でサブ・ファンドを完全に償還することを決定した。2025年2月25日付で、サブ・ファンドは、その投資対象の換金を行った。2025年3月5日、経営陣は、清算が目前に迫っていると判断し、清算計画を承認した。サブ・ファンドの受益者について、2025年3月14日に完全に償還が行われ、2025年3月19日に支払を受けた。最終の分配金は、必要に応じてすべての負債を清算した後に支払われる。

サブ・ファンドに関して報告されるべきその他の後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2024年12月31日現在 (米ドルで表示)

投資先ファンドへの投資-98.6%	受益証券口数	純資産比率(%)	評価額
ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) -米ドルヘッジクラス(F)	3, 731, 347, 026	98.6%	27, 925, 217
投資先ファンドへの投資合計 (個別原価30, 465, 708米ドル)		98. 6	27, 925, 217
負債を上回る現金およびその他の資産		1.4	395, 071
純資産		100.0%	28, 320, 288

2024年12月31日現在 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス外国為替予約取引 (純資産比率(1.33)%)

買い	取引相手方		契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価 利益	未実現評価 (損失)	未実現評価利益 /(損失)(純額)
AUD	シティバンク	エヌ・エイ	12, 448, 346	01/03/2025	USD	8, 097, 920	_	(393, 014)	(393, 014)
AUD	シティバンク	エヌ・エイ	507, 141	01/03/2025	USD	316, 447	_	(2,552)	(2,552)
AUD	シティバンク	エヌ・エイ	12, 477, 606	02/04/2025	USD	7, 788, 534	_	(65, 308)	(65, 308)
USD	シティバンク	エヌ・エイ	309, 386	01/03/2025	AUD	476, 696	14, 335	_	14, 335
USD	シティバンク	エヌ・エイ	7, 788, 534	01/03/2025	AUD	12, 478, 791	64, 784	_	64, 784
USD	シティバンク	エヌ・エイ	395, 774	02/04/2025	AUD	631, 603	4,833	_	4,833
							83, 952	(460, 874)	(376, 922)

2024年12月31日現在 ユーロ建 ユーロヘッジクラス外国為替予約取引(純資産比率(0.04)%)

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価 利益	未実現評価 (損失)	未実現評価利益 /(損失)(純額)
EUR	シティバンク エヌ・エイ	6,652	01/03/2025	USD	6, 921	_	(31)	(31)
EUR	シティバンク エヌ・エイ	693, 364	01/03/2025	USD	728, 645	_	(10, 424)	(10, 424)
EUR	シティバンク エヌ・エイ	674, 010	02/04/2025	USD	702, 347	_	(3, 256)	(3, 256)
USD	シティバンク エヌ・エイ	26, 298	01/03/2025	EUR	25, 082	317	_	317
USD	シティバンク エヌ・エイ	702, 347	01/03/2025	EUR	674, 934	3, 216	_	3, 216
USD	シティバンク エヌ・エイ	10, 483	02/04/2025	EUR	10, 036	74	_	74
						3,607	(13, 711)	(10, 104)

2024年12月31日現在、サブ・ファンドは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産の65.54%を保有している。 サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合が、サブ・ファンドの純資産の5%を超過するものはない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表 (続き)

2024年12月31日現在 (米ドルで表示)

デリバティブ商品評価額

下表は、潜在的な相殺契約を含むサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する追加情報は、財務書類に対する注記における注記2のデリバティブ商品の項目および注記5のリスク要因の項目を参照のこと。

取引相手方 店頭デリバティブ 外国為替予約取引	デリバティブ 資産評価額	デリバティブ 負債評価額	受領した 担保*	差入れ 担保*	純額**
シティバンク エヌ・エイ	87, 559 87, 559	(474, 585) (474, 585)			(387, 026)
デリバティブ合計 資産負債計算書にお ける店頭デリバティ ブ合計	87, 559	(474, 585)			(001, 020)

^{*} 実際の受領した担保または差入れた担保(もしあれば)は、上表において開示されている金額を超過する場合がある。

通貨略称

AUD	豪ドル	
EUR	ユーロ	
USD	米ドル	

注記は、財務書類と不可分のものである。

^{**}純額は、取引相手方が債務不履行に陥った場合に受領する/(支払う)ことになる未収金/(未払金)を表している。 相殺は、同一の法人との間で締結された同一の法的契約に基づく取引について認められる。

Ⅴ. お知らせ

●サブ・ファンドの終了について

サブ・ファンドは、2025年3月14日に終了しました。償還金は、日本における販売会社を通じて 受益者の皆様にお支払いしました。